

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 25 日

山梨県知事

長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県南アルプス市六科1375-1

氏 名 湯澤工業株式会社

代表取締役 湯沢 信

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055-285-0041

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	湯澤工業株式会社
事業場の所在地	山梨県南アルプス市六科1375-1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 1,500,974千円
③ 従業員数	48名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 - 1の通り

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 別紙-2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 ※廃アルカリ追加（前年度計画外）												
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	※廃アルカリ
	排出量 (t)	177.60 t	7,168.70 t	18.62 t	1.70 t	3.60 t	39.30 t	4.30 t	0.00 t	11.61 t	5.19 t	9.04 t	2,472.88 t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り分別排出を心掛け、混合廃棄物の抑制に取り組んでいる												
② 計画	【目標】												
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	廃アルカリ
	排出量 (t)	174.05 t	7,025.33 t	18.25 t	1.67 t	3.53 t	38.51 t	4.21 t	1.00 t	11.49 t	5.14 t	8.86 t	2,448.15 t
	(今後実施する予定の取組) これまでに実施した上記取組を継続して実施する 排出抑制の取組みとして-1%減を目標とする 作業工程および発生工程で減量できるものについては、-2%減を目標とする（下線の種類）												

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類(コンクリート塊、アスファルト塊)は品目ごとに分別し、廃棄物に石綿含有廃棄物が混入しないよう確実に分別保管する ・木くずは生木、解体材に分別する
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの活動を継続する

## (第3面)

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (t)	165.10 t	7,168.70 t	1.20 t		
	(これまでに実施した取組) 自社の処理施設で再資源化している					
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器くず		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量 (t)	174.05 t	7,025.33 t	1.82 t		
	(今後実施する予定の取組) 今後も同様の取組を継続する(計画排出量に対して：木くず100% がれき類100% ガラス陶磁器くず10% )					
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	繊維くず	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	11.20 t	0.90 t	3.20 t	—	—
(これまでに実施した取組) 再資源化不可能な廃棄物は、自社中間処理施設にて焼却処理し、減量化に努めている						
② 計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	—	—	—	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) 自社中間処理施設(焼却施設)を廃止したため、より分別排出および選別精度を高めて再資源化に努める						

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】													
産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	廃アルカリ	
①現状	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(これまでに実施した取組) 特に実施していない													
【目標】													
産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	廃アルカリ	
②計画	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(今後実施する予定の取組) 実施予定なし													

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】													
産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合	廃アルカリ	
①現状	全処理委託量	1.30 t	0t	17.42 t	0.80 t	0.40 t	39.30 t	4.30 t	0t	11.61 t	5.19 t	9.04 t	2,472.88 t
	優良認定処理業者への処理委託量			0.01 t			38.10 t			11.61 t		9.04 t	2,472.88 t
	再生利用業者への処理委託量			16.64 t	0.60 t		1.20 t	4.30 t			5.19 t		
	認定熱回収業者への処理委託量												
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量												
(これまでに実施した取組) 可能な限り優良認定処理業者や再生利用業者へ委託する。マニフェスト管理により、最終処分確認の徹底を実施。													

## (第5面)

		【目標】											
		産業廃棄物の種類	木くず	がれき類	ガラス陶磁器	紙くず	繊維くず	廃プラ	金属くず	汚泥	石綿含有	石膏ボード	管理型混合
②計画	全処理委託量	0t	0t	16.43 t	1.67 t	3.53 t	38.51 t	4.21 t	1.00 t	11.49 t	5.14 t	8.86 t	2,448.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量			1.64 t	0.20 t		34.66 t			11.49 t		8.86 t	2,448.15 t
	再生利用業者への処理委託量			14.79 t	1.47 t		3.85 t	4.21 t			5.14 t		
	認定熱回収業者への処理委託量												
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量												
		(今後実施する予定の取組) 自社処分率の向上を図り、委託処理量の低減、適正業者の選定、評価を定期的実施する。											
※事務処理欄													

産業廃棄物の種類	処理方法
木くず	① 自社中間処理(破砕)→再資源化(木チップ)【自社処分】 ② 自社中間処理(破砕)→(再生利用残)委託処分
がれき類	① 自社中間処理(破砕)→再資源化(RC-40)【自社処分】 ② 自社中間処理(破砕)→再資源化(金属くず)再生利用業者へ委託(売却) ③ 現場→処理業者へ委託(中間処理・再資源化)
ガラス陶磁器くず	① 自社中間処理(破砕)→再資源化(再生砂)【自社処分】 ② 自社中間処理(破砕)→(再生利用残)委託処分 ③ 現場分別→中間処理(処理業者へ委託) ④ 現場分別→再資源化(再生利用業者へ委託)
紙くず、繊維くず	① 自社中間処理(破砕)→(紙くず、繊維くず)中間処理(処理業者へ委託) ② 自社中間処理(破砕)→(紙くず)再資源化(再生利用業者へ売却) ③ 自社中間処理(圧縮)→(紙くず)再資源化(再生利用業者へ売却)
廃プラスチック	① 自社中間処理(選別・破砕又は圧縮)→再資源化(再生利用業者へ委託) ② 自社中間処理(破砕)→中間処理(優良認定処理業者へ委託) ③ 自社中間処理(圧縮)→中間処理(処理業者へ委託) ④ 現場分別→中間処理(優良認定処理業者へ委託)
金属くず	① 現場分別→自社中間処理(破砕・圧縮)→再資源化(再生利用業者へ委託) ② 現場分別→再資源化(再生利用業者へ売却)
汚泥	処理業者へ委託(中和処理・乾燥・一部再資源化)
石綿含有廃棄物	現場分別→処理業者へ委託(最終処分：安定型最終処分場埋立)
石膏ボード	現場分別→処理業者へ委託(中間処理・再資源化)
管理型混合廃棄物	① 現場分別→処理業者へ委託(中間処理) ② 自社中間処理(破砕又は圧縮)→中間処理(優良認定処理業者へ委託) ③ 自社中間処理(選別・破砕又は圧縮)→再資源化(再生利用業者へ委託)
廃アルカリ	優良認定処理業者へ委託(中間処理・一部再資源化)

